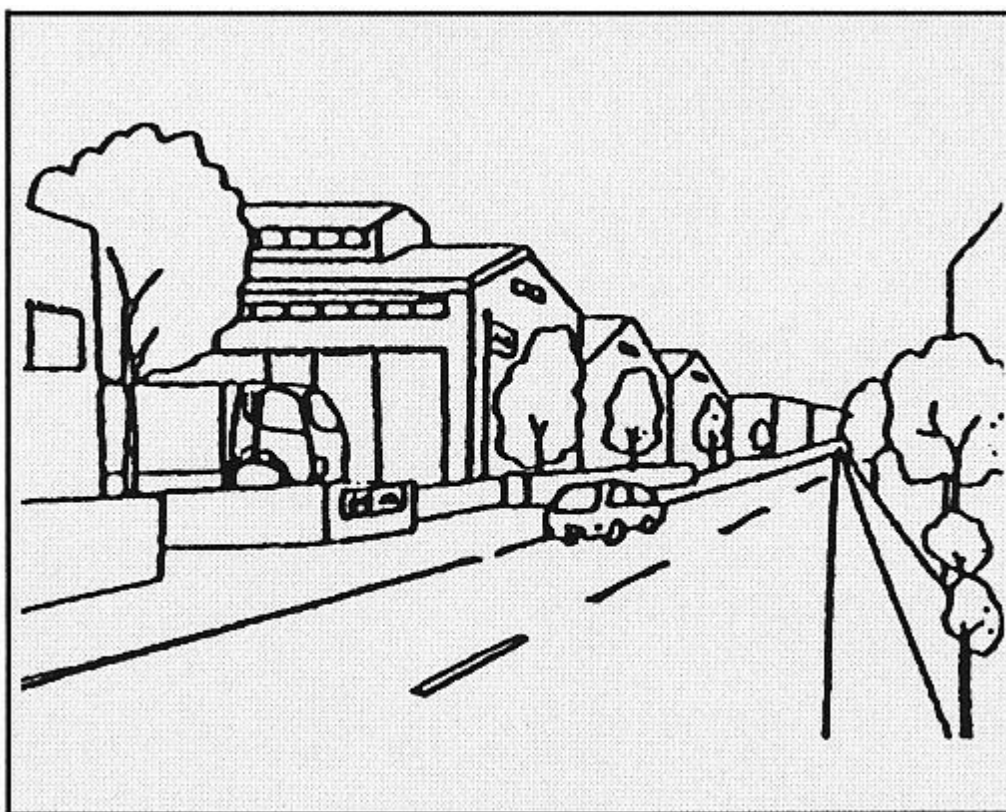


片丘山麓しののめ地区

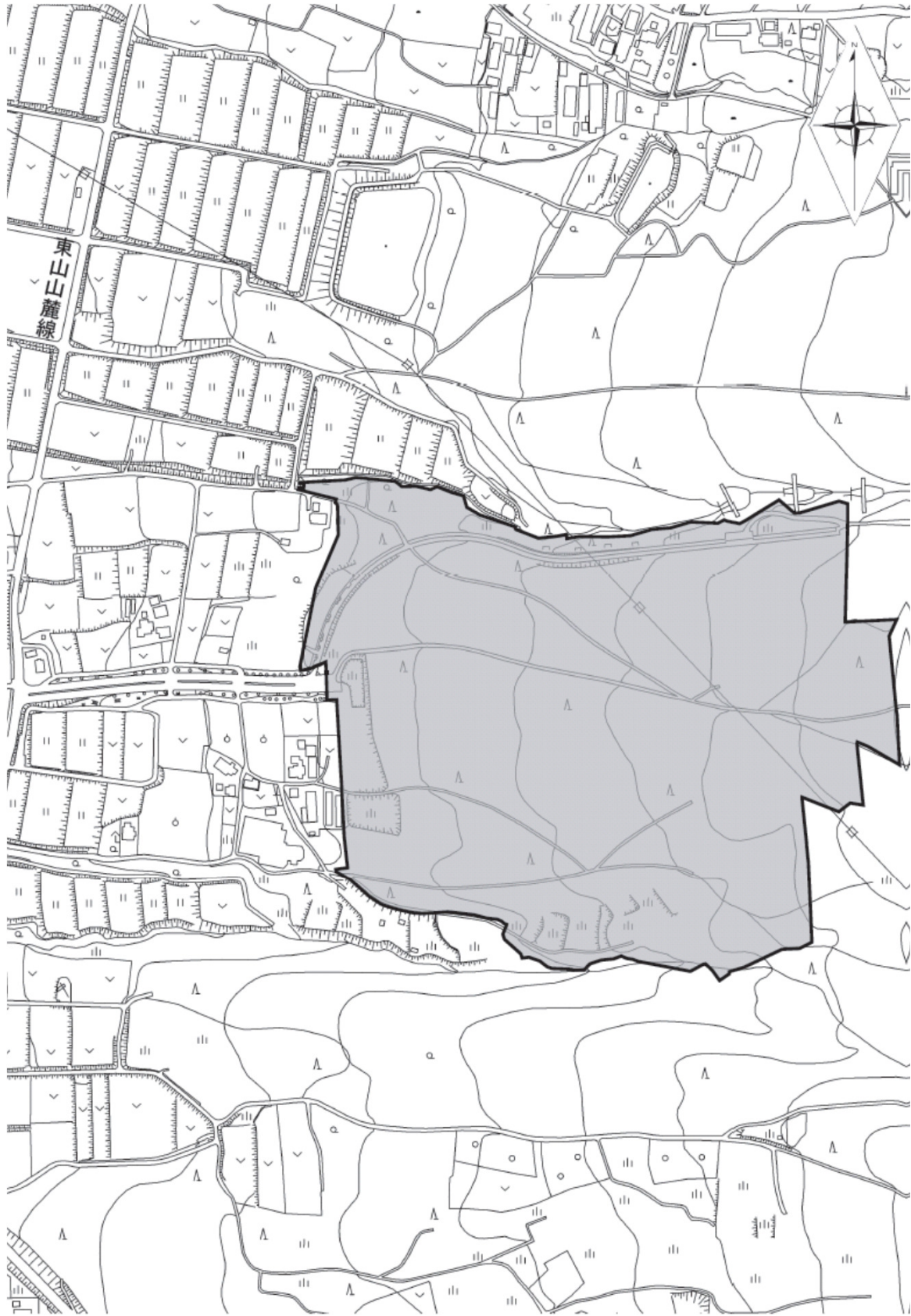
地区計画



長野県塩尻市

建設事業部都市計画課

片丘山麓しののめ地区整備計画区域



塩尻都市計画地区計画の決定（塩尻市決定）

都市計画片丘山麓しののめ地区地区計画を次のように決定する。

名 称		片丘山麓しののめ地区地区計画	
位 置		塩尻市大字片丘の一部	
面 積		約 19.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、長野自動車道塩尻インターチェンジから北へ約 2 km に位置しており、交通アクセスの良好な場所である。周辺には長野県林業総合センターや今泉南テクノヒルズ産業団地等が立地しており、産業の振興に寄与している。この良好な立地条件をいかし、県内の豊富な森林資源を活用した自立的な林業の構築及び再生可能エネルギーを利用した循環型社会の構築により環境改善を図り、地域振興及び低炭素化の推進に寄与することを目標とする。	
	土地利用の方針	用途混在による環境の悪化を防止し、工業用地としての良好な操業環境を誘導する。また、隣接する林地などの周辺環境と調和した良好な景観創出のため、可能な限り既存樹木を保全し、新たな緑地についても適切に確保する。	
	地区施設の整備の方針	開発行為により整備される道路及び緑地の維持・保全を図る。緑地については、緩衝帯として建築物の圧迫感軽減等の役割を果たすよう地区計画の区域に沿う形で配置し、周辺の景観と調和するよう努める。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づいた整備を図るため、建築物の用途の制限を定める。また、壁面の位置の制限等を定めることで、ゆとりある空間を確保する。建築物等は周辺の景観を損なわないよう配慮する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 ① 工場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の処理の用途に供する建築物は除く。） ② 発電所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の処理の用途に供する建築物は除く。） ③ 熱供給施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の処理の用途に供する建築物は除く。） ④ 前各号の操業のために必要な建築物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の処理の用途に供する建築物は除く。）
		建築物の容積率の最高限度	10分の15
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。 道路境界線までの距離 2.0m以上 隣地境界線までの距離 2.0m以上
		建築物の高さの最高限度	10m ただし、建築物等の機能上等やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理由「産業振興等の地域振興及び低炭素化等の環境対策を目的に地区計画を決定する。」